

事例

平成27年の事例

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化 要綱改正

提案主体：鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

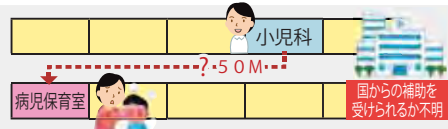
提案実現前

- 国の補助を受けて病児保育※を実施する場合、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置しなければならない
※当面症状の急変は認められない

職員を常時、配置すべきかが不明確

支障

病院内に病児保育室を設置



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、国の補助対象か否かが明らかでなく、地方公共団体の負担で実施

見直し

提案実現後

- 職員を常時、配置しなくてもよい場合を明確化

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果

病院内に病児保育室を設置



病児保育が広がる

対象経費の3分の1を国が補助

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する

実現のポイント

- 提案側が、人口や子供の少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少ないなどの現場の実情を踏まえた具体的な支障事例を主張できた。
- また、提案内容の実現による効果として、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育のすそ野の拡大につながることを示すことができた。

事例

平成28年の事例

特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームの合築が可能であることの明確化

通知 提案主体：特別区長会

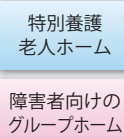
提案実現前

- 基準では特別養護老人ホームが「入所施設」にあたるかわからず、障害者向けのグループホームとの合築が可能か不明確

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)＞
指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

支障

- 土地に限られた地域で、特別養護老人ホーム及び障害者向けのグループホームの整備が進まない。



限られた土地で、両方の整備をするため、合築できないだろうか？

明確化

提案実現後

- 一定の場合には、障害者向けのグループホームと特別養護老人ホームを同一の敷地内に設置することを妨げないことを明確化

- ・ 一般の住宅と同様に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること
- ・ 利用者の選択によらず日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホームと併設事業所で完結する生活とならないこと など

効果

限られた土地を有効活用した効果的なサービスの提供が可能となる

一億総活躍社会の実現
地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができる

実現のポイント

- 提案側が、入居待機者数、土地の確保の困難さなど、具体的な支障事例を主張できた。
- また、提案内容の実現による効果として、土地を有効に活用することが可能となり、障害者向けのグループホーム及び特別養護老人ホームの整備の推進につながることを示すことができた。

③ 実現しなかった主な提案例

地方から受け付けた提案の中には、実現しなかった提案もあります。
その理由は、地方側に意見の相違があり結論を得ることが困難であったもの、地方分権の視点だけでは実現が困難であったもの等が挙げられます。
以下に、これらの代表例を紹介します。

平成 27 年の事例

事例

基準病床数の廃止・地域医療構想における必要病床数への一本化

提案主体: 埼玉県

提案の概要

- 都道府県は基準病床数に加え、地域医療構想において、必要病床数を算定しなければならない。

病床数に係る基準	目的	算定に用いる人口データ
医療計画の 基準病床数 (現時点の必要病床数)	病床数の規制	直近人口
地域医療構想の 必要病床数 (2025年時点)	病床数の将来推計	将来人口

- 基準病床数は、全国統一の方法により算定され、既存病床数が基準病床数を超える地域では、原則、病床整備ができない。
➡ 基準病床数を廃止して**必要病床数への一本化**を提案

支障

- 高齢者人口の増大に伴う医療需要の急増が見込まれる地域において、病床整備を凶ろうとしても、直近人口をもとに算定される基準病床数が制約になり、必要な病床を整備できない。

実現に至らず

残る論点

- 一本化すると地域事情ごとに支障が生じることに對して、具体的な対案を示す必要がある。
 - ・人口減少地域においては、現時点の病床数を減じることになり、医療供給に支障
 - ・人口増加地域においては、①現時点では過大な病床数整備となり医療資源を浪費
②現行制度でも、順次、基準病床数を見直すことで対応可能

【その他事例】 提案はされたものの、実現しなかった主な事例

提案年	権限移譲 or 規制緩和	提案	備考
(1) 地方側で意見に相違があり、結論を得ることが困難であった提案			
H26	権限移譲	自衛隊に対する災害派遣の権限の都道府県知事から市町村長への移譲	知事会と市長会で意見の相違あり
H29	権限移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲	都道府県と指定都市で意見の相違あり
(2) 地方分権の視点だけでは実現が困難な提案			
H26	規制緩和	保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目を1/2軽減、3人目を無料化している現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件の撤廃	多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することは困難。
H29	規制緩和	期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げ	すべての期日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについては、有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
(3) 影響が大きく、支障事例の整理や提案実現に伴うデメリットの克服などがさらに必要であり、短時間で結論を得ることが困難であった提案			
H26	規制緩和	転居等で国民健康保険より他保険になった際、保険者間で過誤調整できるよう規制緩和	現在、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組みについて検討されている。(H26対応方針。将来的にはマイナンバーカードを健康保険証とする構想もある。)
H27			
H26	規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきと考えられ、また、施設や住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいと想定されることなどの問題点があると考えられている。
(4) 事前相談があったものの、対象要件に適合しない、関係者との調整不足などの理由で提案に至らなかった事例			
H28	規制緩和	基幹統計調査の実施に係る都道府県の事務負担の軽減を図るため、民間委託を推進すること	【支障事例不足】 民間委託可能な統計調査の範囲拡大を求める提案だったが、具体的に委託したい調査や支障事例が示されず、本提案に至らなかった。
H28	規制緩和	希望する市町村に対して、「住民登録制度」に、新たに「居所」の登録制度を創設すべき	【関係者との調整不足】 本提案は都道府県からの提案だったが、住民票発行業務を行っている域内市町村に意向を確認したところ、同意を得られなかった。また、支障事例や制度改正による効果の具体化について、提案団体と調整を行ったが、提案に至るだけの内容が示されなかった。

地方創生の基盤として重要な役割を担う地方分権改革

少子高齢社会を迎え、今後、住民生活や産業・雇用の維持が困難となる地域の発生も懸念される中で、政府としては、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組み、「まち」、「ひと」、「しごと」の点から地方創生を図ることとしています。

一方、我が国の経済成長期において、国が全国的な観点から進めてきたインフラ整備、産業育成、教育・福祉などについては、地域ごとに地理的・自然的条件が異なり、人口動態や経済社会が大きく変化してきている中で、地域が抱える課題・悩みも一様ではなくなってきました。地方分権改革とは、こうした地域に密着した施策を、それぞれの地域がアイデアを出し、地域にふさわしい形で実行できるようにしようとするものです。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマとされています。このような中で、地域ごとに異なる課題を自ら発見し、解決に導くことのできる力が、今、各地方公共団体に問われていると言えるのではないのでしょうか？

提案募集方式の導入により、制度面における地域の課題を自らのアイデアで解決できる枠組みができました。この方式を活用し、①住民の声を伺いながら、地域の課題を把握し、地域にふさわしい施策のあり方を考え、提案に結び付ける。②また、提案が実現すれば速やかに実行し、改革の成果を住民に還元する中で、次の課題を発見し、新たな提案につなげる。こうした取組の積み重ねにより「地方分権改革の好循環」が形成され、住民サービスの改善、各地方公共団体の「地域の課題発見・解決能力」が磨かれると言えます。

地方分権改革の好循環の確立に向けて

【改革の好循環が目指す姿】

- 地域の発意、創意工夫に基づく改革の広がり → 提案の質・量の充実による「提案募集方式の強み」の発揮
- 豊かさや安心が実感できる暮らしの実現、住民の地方分権改革への関心・参画の高まり
- 個性ある地域づくりに必要な施策が、自ら立案・実行可能となる地方創生の基盤の構築

